ⅱ）平成13年度以降に、以下のア、イに掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、同一工事で全ての施工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

ア　市街地（ＤＩＤ相当）における杭径1,500㎜以上の場所打ち杭（深礎杭を除く。）の施工を伴う道路橋（Ｂ種の橋）の基礎工事の施工

イ　市街地（ＤＩＤ相当）の往復４車線以上の道路上において車線規制を伴う基礎工事の施工

⑶　現場代理人、統括技術者及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は必要な時期までに本工事に専任で配置できること。

統括技術者は、現場着手から工事完了まで専任で配置し、全体の工程管理、鋼橋工事と土木工事の工事調整等を行うこと。

鋼橋工事と土木工事が輻輳する期間においては、各々の工事を担当する主任技術者又は監理技術者が専任で従事すること。鋼橋工事と土木工事が各々単独の期間は、その工事に該当する主任技術者又は監理技術者が専任で従事すること。鋼橋工事と土木工事が輻輳する期間は平成26年６月から平成27年６月及び平成28年５月から平成30年３月、鋼橋工事単独期間は平成27年６月から平成28年５月、土木工事単独期間は平成25年４月から平成26年６月と考えているが、契約締結後の実施工程検討後に配置期間の見直しを行うものとする。

単独工事が交互にある場合、相手工事の終了後に再度配置する技術者は、以前配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は平成25年４月１日（月）を予定しており、現場着手までは主任技術者又は監理技術者の専任を要しない。

①　鋼構造物工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門又は総合技術監理部門（技術部門を「建設」とした者に限る。）に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士（建設部門）」又は「技術士（総合技術監理部門）」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての要件を有する必要はない。

・市街地（ＤＩＤ相当）における道路橋（Ｂ種の橋）の鋼製橋脚の架設

・市街地（ＤＩＤ相当）の道路上において車線規制を伴う鋼橋の架設（歩道橋を除く。）

上記工事は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

②　鋼構造物工事を除く土木工事を担当する主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。

ア　１級土木施工管理技士

イ　技術士（建設部門）又は技術士（総合技術監理部門）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成13年度以降に専任の主任技術者若しくは専任の監理技術者又は現場代理人として、以下に掲げる全ての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で全ての要件を有する必要はない。

・市街地（ＤＩＤ相当）における場所打ち杭（深礎杭を除く。）の施工を伴う道路橋（Ｂ種の橋）の基礎工事の施工

・市街地（ＤＩＤ相当）の道路上において車線規制を伴う基礎工事の施工

上記工事は平成13年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

③　上記の①及び②において監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

④　異工種ＪＶの場合は、鋼構造物工事を担当する者の中から①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置し、鋼構造物工事を除く土木工事を担当する者の中から②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すること。単体の場合は、①の要件を満たす主任技術者又は監理技術者及び②の要件を満たす主任技術者又は監理技術者をそれぞれ配置すること。

⑤　設計管理技術者及び設計照査技術者は、以下のア～エのいずれか及びオを満たすこと。

ア　技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

イ　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。））の資格を有する者

ウ　ＲＣＣＭ（専門技術部門を「鋼構造及びコンクリート」とした者に限る。）の資格を有する者

エ　ア、イ、ウと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

オ　平成13年度以降に設計管理技術者又は設計照査技術者として、以下に掲げる要件を満たす業務実績を有すること。

・２層構造以上の鋼製橋脚の設計

⑷　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑸　共同企業体を構成する場合においては、各構成員が次に掲げる事項を全て満たしていること。

①　各構成員が担当する工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　各構成員が担当する工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

③　同一工種に複数の構成員がいる場合は、その工種ごとにすべての構成員が均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とする。

⑹　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑺　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑻　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が平成21年度及び平成22年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

３　技術提案書に関する事項

⑴　技術提案書の作成　技術提案書の作成にあたっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により作成すること。

⑵　技術提案書の審査　本工事は、技術提案書の内容に係るヒアリング（技術交渉）を実施し、技術提案書の審査を行う。

⑶　最終技術提案書の提出　技術提案者は、ヒアリング（技術交渉）の結果を反映させた最終技術提案書を提出する。